

庶民階級の擡頭

貴族制度下の國家・社會

兩漢・六朝から隋・唐にかけて、國家の政權は貴族の間に掌握せられたもので、君主も貴族の一員としてその位に在つたに過ぎず、従つてその君主權は貴族間から多くの掣肘を加へられ、獨裁君主の實を有するものでなかつたといふのが近時の學界の通説である。この見方にはこの期間中のそれぞれの時代と事情とに由つて或る程度の制限を附せなければならぬとしても、大體においてそれが當を得た説であることは認めなければならぬ。國家の政權が貴族に壟斷せられてゐたと共に、當時社會においても貴族は平民の上に特權階級として位し、いはゆる士庶の流別は嚴重に規定せられて混淆を許さず、庶民は超ゆるを得ざる社會的分限の下に、擡頭の機會も無き境涯に放置せられ、抑壓せられてゐたと見ることも、またもとより動かし難き見解である。

かゝれば當時一般庶民は國家の政治とか、社會生活の向上とかに關しては没交渉で、たゞ治者たり特權者たる貴族階級の下に在つて、その驅使に任ずるだけの存在に過ぎなかつた。尤もこの間、彼等の間にも世の變亂に乗じて、若しくは變亂を生ぜしめて、自から進出の境地を拓いたものが無いではない。しかしこれは稀なる場合であつたのみならず、彼等はかくして新たなる貴族として家を興し、從來の貴族特權階級の班に加はるに至つたに外ならぬのであつて、一般庶民の國家社會における位置は、これが爲に何等變改せられたのではない。しかるにこの情態